

JIS

EPUB アクセシビリティ－EPUB 出版物の 適合性及び発見可能性の要求事項

JIS X 23761 : 2022

(ISO/IEC 23761 : 2021)

(JSA)

令和 4 年 8 月 22 日 制定

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 情報分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	渡 邊 創	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	安 形 輝	亜細亜大学
	石 井 正 悟	独立行政法人情報処理推進機構
	伊 藤 雅 樹	株式会社日立製作所
	菊 川 裕 幸	一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会
	寺 田 真 敏	東京電機大学
	中 上 直 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	仲 谷 文 雄	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	福 田 昭 一	富士通株式会社
	山 口 大 輔	総務省国際戦略局

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 4.8.22

担 当 部 署：経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課
(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 4.8.22

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会
(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル)

素 案 作 成 者：一般社団法人情報処理学会
(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館)

審 議 委 員 会：情報分野産業標準作成委員会 (委員長 渡邊 創)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	2
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 達成方法集	2
5 古いバージョンへの適用	3
6 発見可能性	3
6.1 一般	3
6.2 パッケージメタデータ	3
6.3 リンクされたメタデータレコード	4
7 アクセシブルな出版物	4
7.1 一般	4
7.2 WCAG との関連性	5
7.3 WCAG 適合性	5
7.4 EPUB 要件	6
7.5 適合性をレポートする	8
8 最適化された出版物	10
9 配信	12
附属書 A (参考) EPUB アクセシビリティ語彙	13
附属書 JA (参考) 日本語固有の事情	15
参考文献	17
解 説	18

まえがき

この規格は、産業標準化法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

EPUB アクセシビリティ—EPUB 出版物の適合性 及び発見可能性の要求事項

EPUB accessibility—Conformance and discoverability requirements for EPUB publications

序文

この規格は、2021年に第1版として発行された **ISO/IEC 23761** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で、**附属書 JA** 及び点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

この規格は、EPUB®のエコシステムにおける次の二つの重要なニーズに取り組む。

- EPUB¹⁾ 出版物のアクセシブルな品質の発見可能性
- アクセシブルな EPUB 出版物の評価と認証

注記 1 この規格では *discoverability* の訳語として“発見可能性”を使用する。オンライン書店、図書館、リーディングシステムなどを通じて利用者の特性に合致した EPUB 出版物を見つけるための要件として発見可能性という語を使用している。

注 1) EPUB は、広く普及している電子出版物フォーマットである。

アクセシビリティメタデータを提供することで、EPUB 出版物のユーザビリティを判断するとき、十分な情報に基づいた判断が可能になる。消費者は、コンテンツの品質を確認し、EPUB 出版物が広くアクセシブルであると認証されるハードルを満たしているかどうかにかかわらず、自分のニーズにふさわしいかどうかを判断することが可能である。少なくとも、この規格に適合する全ての EPUB 出版物は、**箇条 6** に記載されているアクセシビリティメタデータの要求事項を満たす。

これまでも高度なアクセシビリティを備えた EPUB 出版物を作成することは可能だったが、この規格では、アクセシブルであると認証されるコンテンツの正式な要求事項も規定している。これらの要求事項は、コンテンツを評価するための明確なガイドライン一式を作成者に提供し、品質の認証を可能にする。アクセシブルな EPUB 出版物とは、**箇条 7** に記載されているアクセシビリティの要求事項を満たすものである。

幅広いアクセシビリティ要求事項を満たすのではなく、特定のユーザー要求に最適化されているコンテンツを特定する方法も、この規格では規定している。最適化された出版物の要求事項は、**箇条 8** に記載されている。

この規格は、EPUB の単一のバージョンを対象としていない。この規格の将来のバージョンも含め、あらゆるバージョン及びプロファイル（例えば、EPUB 2 [5]又は **ISO/IEC 23736-1**）に適合した EPUB 出版物に適用可能なように設計されている。